

## 第2回 刑事手続において困難な状況にある人々への支援

公設事務所運営特別委員会委員  
弁護士法人北千住パブリック法律事務所 酒田 芳人 (64期)1 北千住パブリック法律事務所  
(以下「北パブ」) について

今回は、当事務所の前原潤弁護士から「若手弁護士から見た少年事件—刑事事件の経験を活かしながら」というテーマで、具体的な少年事件の活動について報告した。今回は、少年事件を含めた当事務所の刑事事件全般について、特に「困難な」事件への対応について改めて報告する。

ご承知の通り、当事務所は2004年4月1日、刑事事件対応型の公設事務所として東京弁護士会により設立された。以後、約20年にわたり、東京都足立区の北千住において事務所の運営がなされている。これまで多くの会員やOB・OGの支援を受け、今年4月で20周年の節目を迎えることになる（なお、20周年の記念シンポジウム及び懇親会が、2024年11月29日（金）午後に計画されている）。

この間、刑事被疑者国選弁護制度及び法曹人口の拡大に伴い、刑事事件の被疑者・被告人に対して広く弁護人が付されることとなり、被疑者・被告人に対する法的援助という点では大きな前進が見られたことは事実である。

しかし、全国的に見れば未だ弁護人の援助が十分に得られない被疑者・被告人が存在するという問題が十分に解決されたとは言えない状況にあるし、また、東京都内に限って見ても未だ同様の問題は存在すると考えている。ここでは、その現状を概観しつつ、「困難な」状況にある人々への支援について述べたい。

2 弁護士の偏在と  
被疑者国選弁護制度の拡大

2006年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付

されていたが、2006年10月からは勾留状が発せられている被疑者に対しても国選弁護人が付されることになった。当初は対象事件が限られていたものの、2018年6月からは被疑者が勾留されている全事件に対して国選弁護人が付されることとなった。これに伴い、被疑者国選事件に対応する弁護士が必要となったが、弁護士人口の大都市への偏在は未だ続いていることを考えると、東京のような大都市圏において刑事弁護に対応可能な多くの弁護士を養成し、そうした大都市圏以外の地域へと送り出すことが必要な状況は続いている。

また、国選弁護人の本来の趣旨からすれば、勾留に先立つ逮捕段階における被疑者に対しても国選弁護人が付される必要があるが、仮に逮捕段階からの被疑者国選弁護制度が実現したあかつきには、東京に限ってみても、更に多くの刑事弁護に対応する弁護士が必要とされることになるのではないかとと思われる。

## 3 滞留事件・対応困難事件への対応

弁護士人口が増加し、刑事事件に対応することのできる弁護士が増加したとは言え、対応が困難な事件は未だに存在する。いわゆる「特案事件」である。国選事件の中でも、被疑者・被告人と弁護人または／および裁判所との間でトラブルが生じていた等の従前の経過を受けて、後任の国選弁護人の引き受け手を見つけることが困難な事件が一定数存在する。北パブではそのような事件についても、最終的な受け皿として機能することができるよう、弁護士会からの依頼を受けて対応することができる体制を整えている（「刑事弁護の担い手としての取り組み—北千住パブリック後編—」LIBRA Vol.23 No.1-2 2023/1-2

42頁以下も参照)。そうした意味で、弁護士や弁護士会にとって「困難」な刑事事件については、ノウハウや経験を蓄積し、かつこれに対して組織的に対応することのできる事務所の必要性や存在意義は、未だ失われていないのではないかと考えている。

#### 4 誰にとっての「困難」事件か？

公設事務所は本来、法の支配の理念を実現すべく弁護士会が主導して設立した事務所であるが、表題に掲げた通り、「困難な状況にある人々」に対してどのように法的サービスを提供することができるかという問題意識が共有されていたはずである。その意味では、弁護士や弁護士会にとって対応が「困難」な事件に対応すべきことはもちろん、依頼者や当事者が置かれた「困難」がどのように解決されるのかという点に対して、大きな関心が払われなければならないことは当然である。

昨年11月、東京大学において「犯罪と刑事司法の多角的理解」というテーマのもと、刑事事件を担当する弁護人として学部生に対して講義をする機会を頂いた。そこで感じたのは、一般に刑事事件の被疑者・被告人に対して抱かれている「異質さ」に端を発した心理的障壁の大きさである。犯罪という社会現象が社会規範からの逸脱である以上、それを行なった当事者に対して暗黙のうちに自分たちとは異なる人たちだと感じてしまうことは、その性質上やむを得ないことであるかもしれない。

しかし、刑事事件に取り組む弁護士であれば、誰でも実感している通り、アクリル板の向こう側にいる人々は、我々弁護士を含めた普通の人々と、普段は何ら変わりのない人々である。そうした人々が、何らかのきっかけにより逮捕・勾留されることとなってし

まった場合、通常から切り離された異常な人々だと見られてしまうそのこと自体が、大きな困難を生じさせているのではないか。たとえば、逮捕・勾留されてしまった場合、国家権力である捜査機関から取調べ等を通じて強い圧力を受けるのみならず、仮に刑事手続を通じてその後不起訴処分となったり、あるいは罰金や執行猶予の判決を受けて刑務所に行かず釈放されることとなった場合であっても、失職・退学・離婚等の社会的不利益を受けたりする事例は数多くある。また、そこまでに至らずとも、近所や職場で後ろ指を指されたり、近時であればインターネット上で心ない書き込みをされることもある。これらは被疑者・被告人に対して大きな心理的な負担を負わせるのみならず、経済的側面を含めて多くの現実的な不利益を与えることになる。

学生たちが、刑事弁護に取り組む弁護士の話を聞いて、多少なりとも「異質さ」やそこから来る「困難」に対する理解を深めてくれたように、刑事弁護に取り組む弁護士は、一般市民や世論が抱いている感覚と向き合い、これに対応していかなければならない。具体的には、被疑者・被告人の親族、事件の被害者や関係者、それを取り巻く世論等を意識した上で、法廷での活動、被害者や関係者との交渉、講演や執筆や世間話といった社会内での様々な場面を通じて、人々に対する働き掛けを行なうのである。そうした意味で、社会に犯罪があり、刑事事件がある以上、弁護士はそれらの当事者に対する援助者として、その困難さを取り除くために活動することが常に必要である。被疑者国選弁護制度が更に拡大する日に備え、また、更に都内や全国に対して刑事弁護に取り組む弁護士を送り出し続けることは、弁護士会によって設立された刑事対応事務所としての使命であると日々感じている。